

消費税の確定申告を忘れていませんか？

～収入金額や提出書類を今一度ご確認ください～



・令和5年分において消費税の確定申告が必要な方は次の㉖～㉙の要件に該当する方です。

㉖	基準期間（令和3年分）において課税売上高が1,000万円を超えている。
㉗	特定期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額による判定もできます。
㉘	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。
㉙	令和5年10月1日より インボイス発行事業者として登録 した方。なお、上記㉖～㉘に該当する方を除き、令和5年10月～12月分について消費税の申告をします。
2割特例について ㉙に該当する方は、 一般課税 、 簡易課税 （選択届出書を提出した方）のどちらを選択している場合も、 事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用 できます。	

※ 消費税額を納付した場合、その納付税額は「租税公課」として経費に計上します。また還付を受けた場合は、その還付税額は「雑収入」として収入に計上します。（税抜経理をしている場合を除きます。）

消費税の申告がお済みでない方は、早急に申告会へご相談にお越しください。

～消費税に対応した記帳の仕方について～

消費税率は標準税率（10％）と軽減税率（8％）の複数税率となっています。

また、令和5年10月よりインボイス制度が始まっておりますので、選択している消費税の計算方法により以下の表のように区分経理をする必要があります。※2割特例の適用を選択する方も同様です。

計算方式	項目	税率区分	インボイスの有無	業種区分　その他注意点
一般課税の方	売上	８％（軽減税率）		○売上・経費は非課税・不課税の税区分も必要です。 ○一取引当たり税込 10,000 円未満のものはインボイス「有」として経理してください。
		１０％（標準税率）		
	経費	８％（軽減税率）	区分が必要	
		１０％（標準税率）		
簡易課税の方	売上	８％（軽減税率）		第１種～第６種の業種区分が必要です。
		１０％（標準税率）		

※ 手書きで記帳している方は、上の表に基づき区分経理を行った上で、**消費税率区分集計表の作成**をいたします。集計表は申告会事務局に備え付けております。

※ 会計ソフトで記帳している方は、消費税対応に設定をし、税率区分やインボイスの有無、業種区分にご注意の上入力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。Tel 044-911-4616

その他当会の情報はホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/> をご覧ください。

